

○江津市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

平成29年2月20日

教委告示第7号

改正 平成29年10月10日教委告示第26号

改正 平成30年3月1日教委告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、食物アレルギー疾患のある児童又は生徒（以下「生徒等」という。）に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象生徒等)

第2条 事業の対象となる生徒等は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（平成20年3月31日財団法人日本学校保健会に準ずる）（以下「指導表」という。）において、医師より食物アレルギー疾患と診断された生徒等で審査により決定された者とする。

(定義)

第2条の2 この告示で「乳糖不耐症」とは、乳糖が消化できない体質のため牛乳を飲むと下痢をする症状のことをいい、「コンタミネーション」とは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして最終加工食品に混入する場合をいう。

(アレルギー対応食の内容等)

第3条 アレルギー対応食は、学校給食の献立から次に掲げる食物アレルギーの起因となる食材を除去することを原則とし、食材や作業上可能な場合は一部代替食も提供する。なお、学校給食では、重篤な症状を起こすそば、落花生及び生卵は給食で使用しないこととする。

(1) 卵

(2) えび

(3) かに

2 乳アレルギー又は乳糖不耐症（その他病気により飲用牛乳の除去について医師

の指示がある場合を含む。)の生徒等については、飲用牛乳の中止の対応を行うものとする。

- 3 前1項及び前2項の規定にかかわらず学校給食では、コンタミネーションの対応は行わないものとする。

(実施の申し込み)

第4条 第2条に該当する生徒等の保護者は、毎年度、江津市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票(様式第1号)(以下「調査票」という。)及び指導表を、さらに、事業の実施を希望する保護者は、江津市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第2号)(以下「申請書」という。)を江津市立小・中学校(以下「学校」という。)を通じ教育委員会へ提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 学校は、前項の調査票、指導表及び申請書を受理したときは、養護教諭、栄養教諭等学校関係者で面談記録票(様式第3号)により保護者との面談を行い、事業の内容等について説明を行い、対応を協議する。

- 2 教育委員会は、前項の結果を学校より受け、事業実施の必要性等を審査したうえで決定し、江津市学校給食アレルギー対応食実施決定通知書(様式第4号)(以下「決定通知書」という。)により申請保護者に通知するものとする。

- 3 前項の決定通知書を受けた申請保護者は、学校給食での対応内容を確認の上、江津市学校給食アレルギー対応内容同意書(様式第5号)を学校を通じ教育委員会へ提出しなければならない。

(献立等)

第6条 教育委員会は、前条第2項に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の詳細な献立表を事前に送付するものとする。

- 2 前項の詳細な献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認し、第3条に掲げるアレルギー対応食の対象以外の食物アレルギーにより、家庭から弁当持参が必要となる場合はその旨を記載の上、江津市学校給食アレルギー対応食承諾書(様式第6号)を学校を通じ教育委員会へ提出しなければならない。

- 3 学校給食の対応が飲用牛乳の中止に限る場合には、前1項及び前2項の規定に

よる手続を省略することができる。

(事業の変更又は中止)

第7条 アレルギー対応食対象者の中で、症状に変化があり、事業の対応の変更又は中止を希望する保護者は、江津市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願(様式第7号)(以下「変更願」という。)及び指導表を、変更又は中止希望月の1週間前までに学校を通じ教育委員会へ提出しなければならない。

2 学校は、前項の変更願を受理したときは、必要に応じて保護者と養護教諭、栄養教諭等学校関係者とで面談を行い、対応について審査するとともに教育委員会へ報告しなければならない。

3 教育委員会は、同条第1項の規定による届出を受けたときは、第5条第2項及び同条第3項の規定の例により処理するものとする。

(事故の報告)

第8条 学校は、事故及びヒヤリハット事例があった場合には、直ちに学校給食における食物アレルギー対応事故及びヒヤリハット事例報告書(様式第8号)によりその状況及びてん末を、委員会に報告しなければならない。

2 江津市立学校給食センターにて、事故及びヒヤリハット事例が発生した場合は、前項の規定により報告する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年10月10日教委告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月1日教委告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。